

2024 年 8 月 14 日

神奈川県労働局長
藤枝 茂 様

ユーコープ労働組合
中央執行委員長 積 哲也

2024 年度 神奈川県最低賃金の 改正決定に対する異議申し出書

「神奈川県最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 神奈川県の最低賃金を時間額 1162 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

【理由】

今回の改定額は過去最高の額であり、そのこと自体は評価できると言えますが、現在の日本の時給は現実社会とかけ離れています。これまでの物価高騰による生活の疲弊も鑑みればさらなる引き上げが必要です。世界の水準から見ても大きく遅れており、実質賃金も減少し続けます。先進国の中でも安い国とみられています。今後、物価上昇が緩やかになっていったとしても、その間の生活にかかる必要な分の賃金は引きあがっておらず、国民生活の根本的な改善には直結していません。最低賃金法第 1 条「目的」には、「労働者の生活の安定」が明記されています。私たちユーコープ労働組合は上部団体と一緒に全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。これはマーケットバスケット方式で行う生活実感に即した調査です。それによると、全国どこで暮らしても生活にかかる費用全体は変わらないという内容で、どの地域でも現在の最低賃金額ではまったく足りず、少なくとも 1500 円程度は必要だという調査結果が提示されています。そのことから、私たちは全国一律最低賃金制度導入と 8 時間働けば労働者の生活が充足される時給 1500 円以上への改定が今すぐ必要だと考えます。

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013 年 3 月、静岡県、神奈川県、山梨県の 3 県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度は 3 県統一ですが、パート職員についても制度は 3 県統一したものの、基本時給は県ごとに違っています。現在、パート職員の基本時給は、神奈川県 1,157 円、静岡県は 1,063 円、山梨県は 1,043 円と最大で 114 円の県別格差があります。私たちはこれまで、「3 県のパート職員の基本時給を 1500 円

に統一せよ」との要求を掲げ、団体交渉に取り組んできました。団体交渉では、パート労組員から「どの県で働いてもお店のレジ作業に違いはない。トラックへの積込作業も同じ。同じ仕事なら同じ時給でないと納得がいかない」「取り扱う商品は 3 県どこでも同じ値段、提供するサービスも同じなのに、時給が違うのはおかしい」という発言がたくさん出されます。使用者側はこれまで、基本時給に県別格差を設ける根拠として 3 県の最低賃金額の違いを挙げてきましたが、時給の格差が広がることには望ましくないとして、神奈川県最低賃金の改定に伴って抵触する金額を 3 県ともに引き上げつつ、最大 125 円あった県別格差をいまは 114 円に縮小し、「県別格差の解消は重点課題であり、少なくともこれ以上格差は広げない」と表明しています。同じ仕事をしていながら、県が違うために時給が違うという職場は、私たちの生協の職場以外にもたくさんあるはずです。私たちは、制度そのものを全国一律最低賃金制に改めるべきだと考えています。同時に、法改正を待たずに県別格差の是正をすすめることが必要だと考えます。

神奈川県はパートタイム労働者比率が 36.7%と全国でも突出して高いため、最低賃金の改定による影響率は昨年 28.6%と全国 1 高い水準です。神奈川地方最低賃金審議会は、「物価の上昇による労働者の生活への影響を重視して調査審議した」としていますが、これでは昨年同様、最低賃金引き上げ分がこれまでの物価上昇分で相殺されてしまい、労働者の生活改善は図れません。そもそも、最低賃金決定の 3 要素の 1 つである、労働者の生計費水準は神奈川県人事委員会の世帯人員別月額標準生計費を採用しており、令和 5 年の単身者の生計費は 148190 円と算出されていますが、この金額で神奈川県内において健保 25 条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が担保できることが検証されているとは思えません。また、生活保護水準と最低賃金の比較では、乖離が生じていないことが確認されたとしていますが、1 か月の労働時間を労働基準法で許容される最長の 173.8 時間に設定されていることや働くために必要な勤労必要経費が控除されていないことなど、私たちは生活保護水準と最低賃金を比較する計算方法は合理性に乏しく、乖離がないと言い切れるものではないと考えます。企業側からは収入制限による人手不足を不安視する声が上がっていますが、このことから労働者が社会保険料や税金を納めたうえで、まともに暮らせるだけの賃金を保障できる最低賃金の水準が必要です。神奈川県の最低賃金が 1162 円になったとしても、これまでの困窮した生活が維持されるにとどまるばかりで「健康で文化的な最低限度の生活」には程遠いものです。神奈川地方最低賃金審議会には、労働者の生活の向上と安定が図られる「あるべき生計費」を独自に算出したうえで、「あるべき最低賃金」を答申することを要望します。

以上